


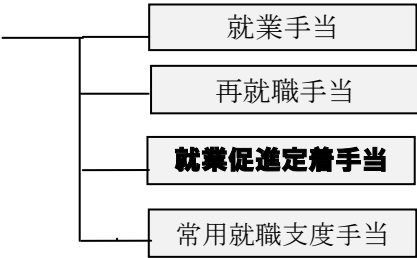
2014年版 加藤光大の社労士合格レッスン 基本書
【法改正・正誤のお知らせ】

(3605)

平成26年6月12日
株式会社新報社 書籍編集部
TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。
※「確認問題冊子」につきましては、後日お送りさせていただきます。

雇用保険法		
ページ・位置	改正前	改正後
P282 下6行目 ポイント	ポイント 就業手当、再就職手当及び常用就職支度手当があります。	ポイント 就業手当、再就職手当、 就業促進定着手当 及び常用就職支度手当があります。
P283 下4行目	(則17条の2第3項・6項)	(則17条の2第3項)
P283 下2～1行目	死亡したことを知った日の翌日から起算して1カ月以内	死亡した日の翌日から起算して6カ月以内
P284 上1行目から 参考の上の図まで	この請求は、正当な理由があるときを除き、失業等給付の支給を受けることができる者が死亡した日の翌日から起算して6カ月を経過したときは、することができません。 説明図(略)	削除
P288 上4行目	引き続き2カ月以上となったこと	引き続き2カ月以上 又は離職の日の属する月の前6月のうちいずれか3カ月以上 となったこと
P288 上12行目	離職の日の属する月の前3月間において	離職の日の属する月の前 6月のうちいずれか連続した3カ月以上の期間 において
P288 上13行目の次に挿入	<ul style="list-style-type: none"> ● 離職の日の属する月の前6月のうちいずれかの月において1月当たり 100時間を超える時間外労働が行われたこと ● 離職の日の属する月の前6月のうちいずれか連続した2カ月以上の期間の時間外労働時間を平均し1月当たり 80時間を超える時間外労働が行われたこと 	
P302 上2行目	<u>平成26年3月31日</u>	<u>平成29年3月31日</u>
P307 「①個別延長給付の対象者」から1行目	<u>平成26年3月31日以前</u>	<u>平成29年3月31日以前</u>
P310 下5行目参考 差し替え	基本手当は、～において支給されます	基本手当は、 受給資格者に対し、受給資格者の預金又は貯金への振込みの方法により支給 します。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、受給資格者の申出により管轄公共職業安定所において基本手当を支給することができます

<p>P326 【就職促進給付の体系】の図に追加</p>												
<p>P326 「1 就業促進手当」の1行目</p>	<p>再就職手当及び常用就職支度手当の3種類</p>	<p>再就職手当、就業促進定着手当及び常用就職支度手当の4種類</p>										
<p>P326 「1 就業促進手当」の表に追加</p>	<table border="1" data-bbox="357 658 868 743"> <tr> <td>再就職手当</td> <td>受験資格者が～</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="357 757 868 846"> <tr> <td>常用就職支度手当</td> <td>就職困難者が～</td> </tr> </table>	再就職手当	受験資格者が～	常用就職支度手当	就職困難者が～	<table border="1" data-bbox="912 658 1398 743"> <tr> <td>再就職手当</td> <td>受験資格者が～</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="912 757 1398 1173"> <tr> <td>就業促進定着手当</td> <td>再就職手当の支給を受けた者について、再就職後の職場への定着を促すため、再就職先に6カ月以上雇用され、再就職先での賃金が、離職前の賃金より低下した場合に、再就職手当に追加的に支給するものです。</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="912 1191 1398 1308"> <tr> <td>常用就職支度手当</td> <td>就職困難者が～</td> </tr> </table>	再就職手当	受験資格者が～	就業促進定着手当	再就職手当の支給を受けた者について、再就職後の職場への定着を促すため、再就職先に6カ月以上雇用され、再就職先での賃金が、離職前の賃金より低下した場合に、再就職手当に追加的に支給するものです。	常用就職支度手当	就職困難者が～
再就職手当	受験資格者が～											
常用就職支度手当	就職困難者が～											
再就職手当	受験資格者が～											
就業促進定着手当	再就職手当の支給を受けた者について、再就職後の職場への定着を促すため、再就職先に6カ月以上雇用され、再就職先での賃金が、離職前の賃金より低下した場合に、再就職手当に追加的に支給するものです。											
常用就職支度手当	就職困難者が～											
<p>P327 下12行目の上に追加</p>	<p>(3) 就業促進定着手当の支給要件（法56条の3第3項、則83条の2）</p> <p>就業促進定着手当は、再就職手当の支給を受けた者であって、次の①及び②に該当するときに支給されます。</p> <p>① 同一の事業主の適用事業（「同一事業主の適用事業」といいます）にその職業に就いた日から引き続いて6カ月以上雇用される者であること</p> <p>② みなし賃金日額が算定基礎賃金日額を下回った者であること</p> <p>【みなし賃金日額と算定基礎賃金日額】</p> <table border="1" data-bbox="357 1639 1430 1800"> <tr> <td>みなし賃金日額</td> <td>同一事業主の適用事業にその職業に就いた日から6カ月間に支払われた賃金を「賃金日額の算定」に規定する賃金とみなして「賃金日額の算定」の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額をいいます。</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="357 1805 1430 1966"> <tr> <td>算定基礎賃金日額</td> <td>再就職手当に係る基本手当の日額（「基本手当日額」といいます）の算定の基礎となった賃金日額をいいます。</td> </tr> </table>		みなし賃金日額	同一事業主の適用事業にその 職業に就いた日から6カ月間に支払われた賃金 を「賃金日額の算定」に規定する賃金とみなして「賃金日額の算定」の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額をいいます。	算定基礎賃金日額	再就職手当に係る基本手当の日額（「基本手当日額」といいます）の算定の基礎となった賃金日額をいいます。						
みなし賃金日額	同一事業主の適用事業にその 職業に就いた日から6カ月間に支払われた賃金 を「賃金日額の算定」に規定する賃金とみなして「賃金日額の算定」の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額をいいます。											
算定基礎賃金日額	再就職手当に係る基本手当の日額（「基本手当日額」といいます）の算定の基礎となった賃金日額をいいます。											

P327 下12行目	(3) 常用就職支度手当の支給要件	(4) 常用就職支度手当の支給要件																				
P328 参考上1行目	平成21年3月31日から平成26年3月31日までの	平成21年3月31日から平成 29 年3月31日までの																				
P328 【就業促進手当の支給対象】の表に追加	<table border="1"> <thead> <tr> <th>就業手当</th> <th>再就職手当</th> <th>就業促進定着手当</th> <th>常用就職支度手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		就業手当	再就職手当	就業促進定着手当	常用就職支度手当	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○
就業手当	再就職手当	就業促進定着手当	常用就職支度手当																			
○	○	○	○																			
×	×	×	×																			
×	×	×	○																			
×	×	×	○																			
P328 下5行目	(4) 支給調整	(5) 支給調整																				
P329 上1行目	(5) 支給額 (法56条の3第3項、則83条の2)	(6) 支給額 (法56条の3第3項、則83条の 3、83条の6)																				
P329 「(5) 支給額」の「再就職手当」の欄の下に挿入	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">就業促進定着手当</td> <td> <p>基本手当日額に支給残日数に相当する日数に10分の4を乗じて得た数を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額 (次の計算式による額) (算定基礎賃金日額－みなし賃金日額) × 再就職後の6カ月間の賃金の支払の基礎となった日数</p> <p>ポイント 「基本手当日額 × 支給残日数 × 4 / 10」による額が限度 (上限額) となります。</p> </td> </tr> </table>		就業促進定着手当	<p>基本手当日額に支給残日数に相当する日数に10分の4を乗じて得た数を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額 (次の計算式による額) (算定基礎賃金日額－みなし賃金日額) × 再就職後の6カ月間の賃金の支払の基礎となった日数</p> <p>ポイント 「基本手当日額 × 支給残日数 × 4 / 10」による額が限度 (上限額) となります。</p>																		
就業促進定着手当	<p>基本手当日額に支給残日数に相当する日数に10分の4を乗じて得た数を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額 (次の計算式による額) (算定基礎賃金日額－みなし賃金日額) × 再就職後の6カ月間の賃金の支払の基礎となった日数</p> <p>ポイント 「基本手当日額 × 支給残日数 × 4 / 10」による額が限度 (上限額) となります。</p>																					
P329 ワンポイント上2～3行目	再就職手当を支給したときは、当該再就職手当の額を	再就職手当や 就業促進定着手当 を支給したときは、 当該額を																				
P329 ワンポイント上4行目	再就職手当の支給を受けると、	再就職手当、 就業促進定着手当 の支給を受けると、																				
P329 下5行目	(6) 支給手続	(7) 支給手続																				
P330 上4行目の次に挿入	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">就業促進定着手当 (則83条の4)</div> <p>受給資格者は、就業促進定着手当の支給を受けようとするときは、「就業促進定着手当支給申請書」に、受給資格者証等を添えて、原則として職業に就いた日から起算して6カ月目に当たる日の翌日から起算して2カ月以内に、管轄公共職業安定所長に提出しなければなりません。</p>																					
P330 上10行目	(7) 就業促進手当の支給を受けた場合の特例	(8) 就業促進手当の支給を受けた場合の特例																				
P331 上1行目	平成26年	平成 29 年																				

P345 「(2) 育児休業給付金の支給額」 【暫定措置】計算式を差し替え	<table border="1"> <tr> <th>休業を開始した日から起算し 当該育児休業給付金の支給に係る休業日数</th> <th>支給額</th> </tr> <tr> <td>通算して 180 日に達するまでの間</td> <td>休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67/100</td> </tr> <tr> <td>通算して 181 日目以降</td> <td>休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 50/100</td> </tr> </table>		休業を開始した日から起算し 当該育児休業給付金の支給に係る休業日数	支給額	通算して 180 日に達するまでの間	休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67/100	通算して 181 日目以降	休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 50/100									
	休業を開始した日から起算し 当該育児休業給付金の支給に係る休業日数	支給額															
通算して 180 日に達するまでの間	休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67/100																
通算して 181 日目以降	休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 50/100																
<p>ポイント 一支給単位期間の途中で育児休業給付金の支給に係る休業日数の 180 日目に当たる日が属する場合は、休業開始当日から当該休業日数の 180 日目に当たる日までの日数分について「100 分の 67」の割合で支給額を算定し、181 日目に当たる日から当該支給単位期間の最後の日までの日数については「100 分の 50」の割合で支給額を算定します。</p>																	
P346 【支給単位期間に賃金が支払われた場合】の表を差し替え	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支給単位期間に支払われた賃金額</th> <th>育児休業給付金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">減額なし</td> <td>休業日数 180 日目まで 賃金額 ≤ 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 13/100</td> <td>休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67/100</td> </tr> <tr> <td>休業日数 181 日目以降 賃金額 ≤ 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 30/100</td> <td>休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 50/100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">減額あり</td> <td>休業日数 180 日目まで 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 13/100 < 賃金額 < 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 80/100</td> <td rowspan="2">休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 80/100 - 賃金額</td> </tr> <tr> <td>休業日数 181 日目以降 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 30/100 < 賃金額 < 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 80/100</td> </tr> <tr> <td>不支給</td> <td>休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 80/100 ≤ 賃金額</td> <td>支給されません</td> </tr> </tbody> </table>			支給単位期間に支払われた賃金額	育児休業給付金の額	減額なし	休業日数 180 日目まで 賃金額 ≤ 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 13/100	休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67/100	休業日数 181 日目以降 賃金額 ≤ 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 30/100	休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 50/100	減額あり	休業日数 180 日目まで 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 13/100 < 賃金額 < 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 80/100	休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 80/100 - 賃金額	休業日数 181 日目以降 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 30/100 < 賃金額 < 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 80/100	不支給	休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 80/100 ≤ 賃金額	支給されません
	支給単位期間に支払われた賃金額	育児休業給付金の額															
減額なし	休業日数 180 日目まで 賃金額 ≤ 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 13/100	休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67/100															
	休業日数 181 日目以降 賃金額 ≤ 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 30/100	休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 50/100															
減額あり	休業日数 180 日目まで 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 13/100 < 賃金額 < 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 80/100	休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 80/100 - 賃金額															
	休業日数 181 日目以降 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 30/100 < 賃金額 < 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 80/100																
不支給	休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 80/100 ≤ 賃金額	支給されません															
P357 上 11 行目の次に挿入	<p>6 資料の提供等 (法 77 条の 2)</p> <p>行政庁は、関係行政機関又は公私の団体に対して、雇用保険法の施行に関して必要な資料の提供その他の協力を求めることができます。 ⇒ 協力を求められた関係行政機関又は公私の団体は、できるだけその求めに応じなければなりません。</p>																
P357 上 12 行目	6 診断	7 診断															
P357 上 17 行目	7 立入検査	8 立入検査															
P357 下 3 行目	8 事業主等に対する罰則	9 事業主等に対する罰則															

P358 上 10 行目	9 被保険者等に対する罰則	10 被保険者等に対する罰則							
P358 下 4 行目	10 両罰規定	11 両罰規定							
P358 下 2 行目	8、9 の違反行為	9、10 の違反行為							
労働保険の保険料の徴収等に関する法律									
P380 「(2) 賃金総額の特例」の表	請負金額×労務費率	請負金額×労務費率*							
P380 下 11 行目 図中	請負金額×労務費率	請負金額×労務費率*							
P380 下 10 行目 ポイントの次に追加	ポイント ※ 当分の間は、「請負金額×105/108×労務費率」により計算します。 ⇒「請負金額×105/108」の計算においては、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。								
P384 上 9 行目	平成 25 年度	平成 26 年度							
P384 上 11 行目	(平 24. 12. 19 厚労告 588 号)	(平 26.1.27 厚労告 14 号)							
P384 「6 雇用保険率」の表	平成 25 年度	平成 25 年度 平成 26 年度							
P392 【概算保険料の計算例】 上 1 行目	平成 25 年度	平成 26 年度							
P392 【概算保険料の計算例】の表	平成 24 年度実績額 平成 25 年度見込額	平成 25 年度実績額 平成 26 年度見込額							
P404 参考 上 5 行目	(一律 1000 分の 0.05)	(一律 1000 分の 0.02)							
P412 【調整率】の表に追加	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業の事業</td> <td>100 分の 63</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td>船舶所有者の事業</td> <td>100 分の 35</td> </tr> <tr> <td>上記以外の事業</td> <td>100 分の 67</td> </tr> </table>	港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業の事業	100 分の 63		船舶所有者の事業	100 分の 35	上記以外の事業	100 分の 67	
港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業の事業	100 分の 63								
船舶所有者の事業	100 分の 35								
上記以外の事業	100 分の 67								
P424 「7 労働保険料の負担」の表	雇用保険率 (平成 25 年度)	雇用保険率 (平成 26 年度)							
労務管理その他の労働に関する一般常識									
P469 上 1 行目	【労働者派遣事業の平成 22 年度事業報告の集計結果】	【労働者派遣事業の平成 24 年度事業報告の集計結果】							

P469 【労働者派遣事業の平成 22 年度事業報告の集計結果】の表	約 271 万人 (対前年度比 10.1%減)	約 245 万人 (対前年度比 6.3%減)					
	約 148 万人 (対前年度比 6.0%減)	約 129 万人 (対前年度比 2.8%減)					
	649,786 人 (対前年度比 1.5%減)	536,163 人 (対前年度比 4.7%減)					
	1,771,550 人 (対前年度比 14.0%減)	1,630,881 人 (対前年度比 8.0%減)					
	293,111 人 (対前年度比 1.9%減)	283,810 人 (対前年度比 1.3%増)					
P482 【民間企業(規模 56 人以上)における実雇用率等】の表に追加	<table border="1"> <tr> <td>平成 25 年</td> <td>1.76%</td> <td>42.7%</td> </tr> </table>		平成 25 年	1.76%	42.7%		
平成 25 年	1.76%	42.7%					
P482 【民間企業(規模 56 人以上)における実雇用率等】の表の下	※ 改正により平成 25 年度からは、規模 50 人以上の一般事業主に障害者雇用が義務づけられています。上表は～	※ 改正により平成 25 年度からは、規模 50 人以上の一般事業主に障害者雇用が義務づけられています。平成 24 年までは～					
P548 【労働力人口とは】の【ポイント】の上に追加	【最新情報の追加】(労働力調査(平成 25 年平均結果)) 労働力人口は、平成 25 年平均で 6,577 万人となり、前年に比べ 22 万人の増加(6 年ぶりの増加)となりました。男女別にみると、男性は 3,773 万人と 16 万人の減少、女性は 2,804 万人と 38 万人の増加となりました。						
P548 最終行に追加	【最新情報の追加】(労働力調査(平成 25 年平均結果)) 労働力人口比率は、平成 25 年平均で 59.3%となり、前年に比べ 0.2 ポイントの上昇(平成 9 年以来 16 年ぶりの上昇)となりました。男女別にみると、男性は 70.5%と 0.3 ポイントの低下、女性は 48.9%と 0.7 ポイントの上昇となりました。 また、15～64 歳の労働力人口比率をみると、平成 25 年平均は 74.8%となり、前年に比べ 0.9 ポイントの上昇となりました。男女別にみると、男性は 84.6%と 0.3 ポイントの上昇、女性は 65.0%と 1.6 ポイントの上昇となりました。						
P549 【完全失業者とは】の最終行(上 17 行目の次)に追加	【最新情報の追加】(労働力調査(平成 25 年平均結果)) 完全失業者は、平成 25 年平均で 265 万人となり、前年に比べ 20 万人の減少(4 年連続の減少)となりました。男女別にみると、男性は 162 万人と 11 万人の減少、女性は 103 万人と 9 万人の減少となりました。						
P549 【完全失業率】の表の上に追加	【最新情報の追加】(労働力調査(平成 25 年平均結果)) 完全失業率は、平成 25 年平均で 4.0%となり、前年に比べ 0.3 ポイントの低下(3 年連続の低下)となりました。男女別にみると、男性は 4.3%と 0.3 ポイントの低下、女性は 3.7%と 0.3 ポイントの低下となりました。完全失業率の男女差は 0.6 ポイントとなりました。						
P549 【完全失業率】の表の最下段に追加	<table border="1"> <tr> <td>平成 25 年</td> <td>6,577</td> <td>59.3</td> <td>265</td> <td>4.0</td> </tr> </table>		平成 25 年	6,577	59.3	265	4.0
平成 25 年	6,577	59.3	265	4.0			
P550 【賃金】の最終行(上 7 行目の次)に追加	【最新情報の追加】(毎月勤労統計調査(平成 25 年分)) 平成 25 年の 1 人平均月間現金給与総額は、規模 5 人以上で前年と同水準の 314,054 円となりました。 現金給与総額のうち、きまって支給する給与は、0.5%減の 260,353 円となりました。所定内給与は、0.6%減の 241,250 円となりました。所定外給与は 1.8%増の 19,103 円となり、特別に支払われた給与は 2.1%増の 53,701 円となりました。実質賃金は、0.5%減となりました。						
P550 【労働時間】の表の上に追加	【最新情報の追加】(毎月勤労統計調査(平成 25 年分)) 平成 25 年の 1 人平均月間総実労働時間は、規模 5 人以上で前年比 1.0%減の 145.5 時						

	<p>間となりました。</p> <p>総実労働時間のうち、所定内労働時間は、1.3%減の 134.9 時間となりました。所定外労働時間は、2.3%増の 10.6 時間となりました。</p> <p>なお、月間の時間数を 12 倍して年換算すると、総実労働時間は 1,746 時間、所定内労働時間は 1,619 時間となりました。総実労働時間を就業形態別にみると、一般労働者は 0.6%減の 168.2 時間となり、パートタイム労働者は 1.1%減の 91.1 時間となりました。</p>					
P550 【労働時間】の表の最下段に追加	<table border="1"> <tr> <td>平成 25 年</td> <td>145.5 時間</td> <td>1,746 時間</td> <td>134.9 時間</td> <td>1,619 時間</td> </tr> </table>	平成 25 年	145.5 時間	1,746 時間	134.9 時間	1,619 時間
平成 25 年	145.5 時間	1,746 時間	134.9 時間	1,619 時間		
P550 最終行に追加	<p>【最新情報の追加】(就労条件総合調査(平成 25 年))</p> <p>平成 24 年(又は平成 23 会計年度)1 年間に企業が付与した年次有給休暇日数(繰越日数は除きます)は、労働者 1 人平均 18.3 日、そのうち労働者が取得した日数は 8.6 日で、取得率は 47.1%となっています。</p>					
P551 上 6 行目の次に追加	<p>【最新情報の追加】(就労条件総合調査(平成 25 年))</p> <p>変形労働時間制を採用している企業割合は 51.1%となっており、これを種類別(複数回答)にみると、「1 年単位の変形労働時間制」が 32.3%、「1 カ月単位の変形労働時間制」が 16.6%、「フレックスタイム制」が 5.0%となっています。</p>					
P551 参考 の次に追加	<p>【最新情報の追加】(就労条件総合調査(平成 25 年))</p> <p>一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度もしくは再雇用制度又は両方の制度がある企業割合は 92.9%となっています。これを制度別にみると、「勤務延長制度のみ」の企業割合は 9.0%、「再雇用制度のみ」の企業割合は 73.9%、「両制度併用」の企業割合は 10.0%となっています。</p>					
P552 【求人倍率】の表の最下段に追加	<table border="1"> <tr> <td>平成 25 年</td> <td>1.46</td> <td>0.93</td> </tr> </table>	平成 25 年	1.46	0.93		
平成 25 年	1.46	0.93				
P552 【賃金の改定事情】上 5 行目の次に追加	<p>【最新情報の追加】</p> <p>平成 25 年中に賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業について、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素をみると、「企業の業績」とした企業が 58.6%と最も多く、「重視した要素はない」を除くと、次いで、「親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向」とした企業が 5.0%、「労働力の確保・定着」とした企業が 3.9%となっています。</p>					
P552 【労働組合推定組織率】の表の最下段に追加	<table border="1"> <tr> <td>平成 25 年</td> <td>17.7%</td> </tr> </table>	平成 25 年	17.7%			
平成 25 年	17.7%					
健康保険法						
P610 「1 届出に関する事業主の義務」の表内「⑥育児休業等を終了した際の報酬月額変更の届出」の下に追加	<p>⑦ 産前産後休業を終了した際の報酬月額変更の届出(則 26 条の3)</p>					
P610 「1 届出に関する事業主の義務」	<table border="1"> <tr> <td>⑦</td> <td>⑧</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>⑨</td> </tr> </table>	⑦	⑧	⑧	⑨	
⑦	⑧					
⑧	⑨					

の表	⑨	⑩																
P610 下11行目	※ ①～⑤及び⑨は、磁気ディスク等による届出が可能です。	※ ①～⑤及び⑩は、 光 ディスク等による届出が可能です。																
P610 下10行目	※ 被保険者は、⑧や⑨の事由が生じたときは、	※ 被保険者は、⑨や⑩の事由が生じたときは、																
P618 下12行目	※ ②の負担割合については、平成25年度については	※ ②の負担割合については、 平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者は																
P625 上11行目	※ 平成25年度については	※ 平成26年3月31日以前に70歳に達した被扶養者 については																
P638 下の表	24,600円 ^{※2}	12,000円																
P638 下3行目	※2 平成25年度については、特例措置により「12,000円」とされています。	削除																
P639 表	62,100円 ^{※3}	44,000円																
P639 上10・11・13行目	※4	※ 2																
P639 上12行目	※3 平成25年度～とされています。	削除																
P639 1つ目の「ポイント」上1行目	又は「一般」	削除																
P641 表	620,000円 [※]	560,000円																
P641 下1行目	※平成25年度については～とされています。	削除																
P653 上8行目	※平成25年度については	※ 平成26年3月31日以前に70歳に達した者 については																
P664 2つ目の「ポイント」上2行目	行うものとされています(則135条1項)。	行うものとされています。 ③の申出も同様です (則135条1項、 135条の2第1項)。																
国民年金法																		
P705 【第1号被保険者及び第3号被保険者の届出のまとめ】の表	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">届出内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資格の取得</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資格の喪失</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種別の変更</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名の変更</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住所の変更</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">死亡の届出</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種別の確認</td> </tr> </tbody> </table>	届出内容	資格の取得	資格の喪失	種別の変更	氏名の変更	住所の変更	死亡の届出	種別の確認	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">届出内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資格の取得[※]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資格の喪失[※]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種別の変更[※]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名の変更</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住所の変更</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">死亡の届出[※]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種別の確認[※]</td> </tr> </tbody> </table>	届出内容	資格の取得 [※]	資格の喪失 [※]	種別の変更 [※]	氏名の変更	住所の変更	死亡の届出 [※]	種別の確認 [※]
届出内容																		
資格の取得																		
資格の喪失																		
種別の変更																		
氏名の変更																		
住所の変更																		
死亡の届出																		
種別の確認																		
届出内容																		
資格の取得 [※]																		
資格の喪失 [※]																		
種別の変更 [※]																		
氏名の変更																		
住所の変更																		
死亡の届出 [※]																		
種別の確認 [※]																		
P705 「ポイント」の上に挿入	参考 第3号被保険者に係る [※] の届出は、 光ディスクを提出する方法によって行うこともできます。																	
P706 「注意」の下に挿入	ポイント 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金又は寡婦年金の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が1月上明らかでないときは、速やかに、所定の事項を記載した届書を提出しなければなりません。 ⇒ 厚生労働大臣は、届書が提出されたときであって、必要と認めるときは、																	

	当該受給権者に対し、その者の生存の事実について確認できる書類の提出を求められます。													
P713 「(2) 順位」 上2～3行目	※ 本書脱稿時においては、この政令は公布されておりません。政令が公布されましたら、追録などによりお知らせします。	※ 政令においては、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦これらの者以外の三親等内の親族、の順と定めています。												
P730 上4～6行目	⇒平成 25 年度においては、名目手取り賃金変動率が 0.994、物価変動率が 1.000 であったため、改定率は、物価変動率を基準として改定されました。平成 25 年度の改定率は、0.982 とされています(≒0.982 (前年度の改定率) × 1.000)。	⇒平成 26 年度においては、名目手取り賃金変動率が 1.003 、物価変動率が 1.004 であったため、改定率は、 名目手取り賃金変動率 を基準として改定されました。平成 26 年度の改定率は、 0.985 とされています(≒0.982 (前年度の改定率) × 1.003)。												
P730 2 つ目の参考 上5～7行目	平成 25 年度の改定率は、～「1」を下回ったため、物価変動率を基準として改定されました。したがって、新規裁定者の改定率と同じく、0.982 とされています。	平成 26 年度の改定率は、～「1」以上となったため、 名目手取り賃金変動率 を基準として改定されました。したがって、新規裁定者の改定率と同じく、 0.985 とされています。												
P731 下9行目	※ 平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月までの物価スライド率=0.978×政令で定める率 (0.990)	※平成 26 年度の物価スライド率= 0.961												
P748 「6 年金額等」の表	原則 (平成 25 年度)	原則 (平成 26 年度)												
	958,500 円	961,500 円												
	766,800 円	769,200 円												
	0.978×政令で定める率	0.961												
P749 【加算額】の表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 25 年度 価 額</th> <th>物価スライド 特例措置による額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>220,700 円</td> <td>231,400 円×0.978 ×政令で定める率</td> </tr> <tr> <td>73,600 円</td> <td>77,100 円×0.978 ×政令で定める率</td> </tr> </tbody> </table>	平成 25 年度 価 額	物価スライド 特例措置による額	220,700 円	231,400 円×0.978 ×政令で定める率	73,600 円	77,100 円×0.978 ×政令で定める率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 26 年度 価 額</th> <th>物価スライド 特例措置による額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>221,300 円</td> <td>231,400 円×0.961</td> </tr> <tr> <td>73,800 円</td> <td>77,100 円×0.961</td> </tr> </tbody> </table>	平成 26 年度 価 額	物価スライド 特例措置による額	221,300 円	231,400 円× 0.961	73,800 円	77,100 円× 0.961
	平成 25 年度 価 額	物価スライド 特例措置による額												
	220,700 円	231,400 円×0.978 ×政令で定める率												
	73,600 円	77,100 円×0.978 ×政令で定める率												
平成 26 年度 価 額	物価スライド 特例措置による額													
221,300 円	231,400 円× 0.961													
73,800 円	77,100 円× 0.961													
P749 「出題…14 択」 上2行目	1,179,200 円 (平成 25 年度価額)	1,182,800 円 (平成 26 年度価額)												
P749 「解説します」	<p>780,900 円×0.982(平成 25 年度の改定率) ≒766,800 円 (障害等級 2 級の額)</p> <p>766,800 円×1.25=958,500 円 (障害等級 1 級の額)</p> <p>224,700×0.982≒220,700 円 (子の加算の 額)</p> <p>【合計】958,500 円+220,700 円= 1,179,200 円</p>	<p>780,900 円×0.985(平成 26 年度の改定率) ≒769,200 円 (障害等級 2 級の額)</p> <p>769,200 円×1.25=961,500 円 (障害等級 1 級の額)</p> <p>224,700×0.985≒221,300 円 (子の加算の 額)</p> <p>【合計】961,500 円 + 221,300 円 = 1,182,800 円</p>												

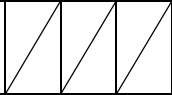
P756 下11～10行目	804,200円×0.978×政令で定める率	804,200円× 0.961																								
P768 「(2)支給額」の「ポイント」の下の表	<table border="1"> <tr> <th>平成25年度価額</th> <td rowspan="6">平成25年度の保険料は1月15,040円で、45,120円は、その3倍に当たります。～</td> </tr> <tr> <td>45,120円</td> </tr> <tr> <td>90,240円</td> </tr> <tr> <td>135,360円</td> </tr> <tr> <td>180,480円</td> </tr> <tr> <td>225,600円</td> </tr> <tr> <td>270,720円</td> </tr> </table>	平成25年度価額	平成25年度の保険料は1月15,040円で、45,120円は、その3倍に当たります。～	45,120円	90,240円	135,360円	180,480円	225,600円	270,720円	<table border="1"> <tr> <th>平成26年度価額</th> <td rowspan="6">平成26年度の保険料は1月15,250円で、45,750円は、その3倍に当たります。～</td> </tr> <tr> <td>45,750円</td> </tr> <tr> <td>91,500円</td> </tr> <tr> <td>137,250円</td> </tr> <tr> <td>183,000円</td> </tr> <tr> <td>228,750円</td> </tr> <tr> <td>274,500円</td> </tr> </table>	平成26年度価額	平成26年度の保険料は1月15,250円で、45,750円は、その3倍に当たります。～	45,750円	91,500円	137,250円	183,000円	228,750円	274,500円								
平成25年度価額	平成25年度の保険料は1月15,040円で、45,120円は、その3倍に当たります。～																									
45,120円																										
90,240円																										
135,360円																										
180,480円																										
225,600円																										
270,720円																										
平成26年度価額	平成26年度の保険料は1月15,250円で、45,750円は、その3倍に当たります。～																									
45,750円																										
91,500円																										
137,250円																										
183,000円																										
228,750円																										
274,500円																										
P774 「解説します」下5～4行目 解説	平成25年度の各月における保険料額は15,040円とされています。	平成26年度の各月における保険料額は 15,250円 とされています。																								
P775 表内 下4～1行目	<table border="1"> <tr> <td>平成26年度</td> <td>16,100円</td> <td rowspan="4">未確定</td> <td rowspan="4">未確定</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>16,380円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>16,660円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>16,900円</td> </tr> </table>	平成26年度	16,100円	未確定	未確定	平成27年度	16,380円	平成28年度	16,660円	平成29年度	16,900円	<table border="1"> <tr> <td>平成26年度</td> <td>16,100円</td> <td>0.947</td> <td>15,250円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>16,380円</td> <td>0.952</td> <td>15,590円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>16,660円</td> <td rowspan="2">未確定</td> <td rowspan="2">未確定</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>16,900円</td> </tr> </table>	平成26年度	16,100円	0.947	15,250円	平成27年度	16,380円	0.952	15,590円	平成28年度	16,660円	未確定	未確定	平成29年度	16,900円
平成26年度	16,100円	未確定	未確定																							
平成27年度	16,380円																									
平成28年度	16,660円																									
平成29年度	16,900円																									
平成26年度	16,100円	0.947	15,250円																							
平成27年度	16,380円	0.952	15,590円																							
平成28年度	16,660円	未確定	未確定																							
平成29年度	16,900円																									
P776 上1行目	⇒ 平成25年度の保険料改定率は、0.951とされています。	⇒ 平成 26 年度の保険料改定率は、 0.947 とされています。 ⇒ 平成 27 年度の保険料改定率は、 0.952 とされています。																								
P783 下5～4行目	ポイント 最長で、保険料の徴収権について消滅時効が成立していない過去2年分について、保険料の納付が免除されることがあります。	ポイント 「厚生労働大臣が指定する期間」は、申請のあった日の属する月の2年2月(保険料の納期限に係る月であって、当該納期限から2年を経過したものを除きます)前の月から当該申請のあった日の属する年の翌年6月(申請のあった日の属する月が1月から6月までである場合にあっては、申請のあった日の属する年の6月)までの期間のうち必要と認める期間です。																								
P784 「(4)学生納付特例」②の図の下に挿入	ポイント 「厚生労働大臣の指定する期間」は、申請のあった日の属する月の2年2月(保険料の納期限に係る月であって、当該納期限から2年を経過したものを除きます)前の月から当該申請のあった日の属する年の翌年3月(申請のあった日の属する月が1月から3月までである場合にあっては、申請のあった日の属する年の3月)までの期間のうち必要と認める期間です。																									
厚生年金保険法																										
P805 扉「過去7年間の出題実績」の§12	§12 厚生年金基金及び企業年金連合会	§12 存続厚生年金基金 (右のマスはすべて空欄)																								
P808 「条文」内 上2～4行目	寄与することを目的とし、あわせて厚生年金基金がその加入員に対して行う給付に関して必要な事項を定めるものとする。	寄与することを目的とする。																								
P809 「注意」	注意 厚生年金基金に係る～委任されません。	削除																								
P810 上3～4行目	厚生労働大臣の権限(財務大臣に委任する権限、厚生年金基金及び企業年金連合会に	厚生労働大臣の権限(財務大臣に委任する権限を除きます)																								

	係る権限を除きます)	
P812 参考	「積立金」とは、次のものをいいます。 ●年金特別会計の厚生年金勘定の積立金 ●厚生年金基金及び企業年金連合会に係る責任準備金	「積立金」とは、年金特別会計の厚生年金勘定の積立金をいいます。
P823 下 13 行目 「(3) 区別の変更」	(3) 区別の変更～出題…15 択	削除
P823 下 4 行目	(4) 第三種被保険者であった期間の～	(3) 第三種被保険者であった期間の～
P824 下 11 行目	(5) その他の期間	(4) その他の期間
P830 上 6 行目	被保険者の区別の変更の届出	削除
P830 上の表の下 2 つ目の枠内	育児休業等を終了した際の報酬月額変更の届出（育児休業等終了時報酬月額変更届）	育児休業等を終了した際の報酬月額変更の届出（育児休業等終了時報酬月額変更届） 産前産後休業を終了した際の標準報酬月額変更の届出
P832 表の一番下の 枠の下に追加	支給停止事由該当の届出 ^{*3} 出題…22 選	支給停止事由該当の届出 ^{*3} 出題…22 選 所在不明の届出^{*4}
P832 ボイントの上 に挿入	※4 老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金等の受給権者の所在が1月以上明らかでないときに、その受給権者の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者に義務づけられている届出です。 ⇒ 厚生労働大臣は、この届書が提出されたときであって、必要と認めるときは、当該受給権者に対し、その者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができます。	
P836 「(2) 遺族の範囲及び順位」 上 2～ 3 行目	※ 本書脱稿時においては、この政令は公布されておりません。政令が公布されましたら、追録などによりお知らせします。	政令では、i)配偶者、ii)子、iii)父母、iv)孫、v)祖父母、vi)兄弟姉妹、vii)これらの者以外の三親等内の親族、の順と定めています。 ポイント ii)子には、死亡した者が遺族厚生年金の受給権者である夫であった場合における被保険者又は被保険者であった者の子であってその者の死亡によって遺族厚生年金の支給の停止が解除されたものが含まれます。
P845 ボイント 上 1～2 行目	平成 25 年度については、～「物価変動率」を基準	平成 26 年度については、～「 名目手取り賃金変動率 」を基準
P847 ボイント 上 3 行目	● 平成 25 年度の従前額改定率は、0.983 とされています	● 平成 26 年度の従前額改定率は、 0.986 （昭和 13 年 4 月 1 日以前生まれ）又は 0.984 （昭和 13 年 4 月 2 日以後生まれ）とされています
P848 【物価スライド 特例措置による年金 額の計算】 上 3 行目	● ①の計算式に「0.978×政令で定める率」	● ①の計算式に「 0.961 」
P848 【物価スライド 特例措置による年金 額の計算】 上 5 行目	● ②の「iii) + iv)」に「1.031×0.978×政令で定める率」	● ②の「iii) + iv)」に「1.031× 0.961 」
P848 参考	「0.978×政令で定める率」は平成 25 年 10 月以降に適用される	「 0.961 」は平成 26 年度の

P850 「(2) 加給年金額」の表	平成 25 年度 価額	物価スライド 特例措置による額	平成 26 年度 価額	物価スライド 特例措置による額
	220,700 円	231,400 円×0.978× ×政令で定める率	221,300 円	231,400 円× 0.961
	73,600 円	77,100 円×0.978 ×政令で定める率	73,800 円	77,100 円× 0.961
P850 「(3) 特別加算」の表	平成 25 年度 価額	物価スライド 特例措置による額	平成 26 年度 価額	物価スライド 特例措置による額
	32,600 円	34,100 円×0.978 ×政令で定める率	32,700 円	34,100 円× 0.961
	65,100 円	68,300 円×0.978 ×政令で定める率	65,300 円	68,300 円× 0.961
	97,700 円	102,500 円×0.978 ×政令で定める率	98,000 円	102,500 円× 0.961
	130,200 円	136,600 円×0.978 ×政令で定める率	130,600 円	136,600 円× 0.961
	162,800 円	170,700 円×0.978 ×政令で定める率	163,300 円	170,700 円× 0.961
P854 上 1～9 行目	5 厚生年金基金に関連する特例(法 44 条の 2)		削除	
	～出題…12 択			
P854 上 10 行目	6 支給の繰上げ		5 支給の繰上げ	
P 855 下 6 行目	7 支給の繰下げ		6 支給の繰下げ	
P858 上 1 行目	8 60 歳台後半の在職老齢年金		7 60 歳台後半の在職老齢年金	
P860 下 4 行目	9 失権		8 失権	
P866 上 8 行目	0.982 (平成 25 年度)		0.985 (平成 26 年度)	
P866 下 2 行目	(0.978×政令で定める率)		0.961	
P870 表	平成 25 年度の額		平成 26 年度の額	
P882 表	231,400 円×0.978×政令で定める率		231,400 円× 0.961	
P888 最終行	1,150,200 円 (平成 25 年度価額)		1,153,800 円 (平成 26 年度価額)	
P894 下 2～1 行目	平成 25 年度法定額 766,800 円×3/4=575,100 円		平成 26 年度法定額 769,200 円×3/4=576,900 円	
P912 下 3～1 行目	● 厚生年金基金の加入員期間を有する者について～出題…22 択		削除	
P914 下 3～1 行目、 P915 上 1～2 行目	参考 政府は、～徴収します(法 85 条の 3)。		削除	

P917 表下	(3) 免除保険料率～出題…21 択	削除
P917 下3行目	(4) 保険料の負担及び納付義務	(3) 保険料の負担及び納付義務
P918 上14行目	(5) 同時に2以上の事業所又は船舶に使用される場合の保険料	(4) 同時に2以上の事業所又は船舶に使用される場合の保険料
P918 下6行目	(6) 育児休業期間中及び産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例	(5) 育児休業期間中及び産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例
P919 2つ目の参考	参考 事業主は、被保険者が「育児休業等終了予定日を変更したとき」又は「育児休業終了予定日の前日までに育児休業等を終了したとき」は、速やかに、これを届け出なければなりません（則25条の2第3項）。	参考 事業主は、被保険者が「育児休業等終了予定日・産前産後休業終了予定日を変更したとき」又は「育児休業終了予定日・産前産後休業終了予定日の前日までに育児休業等・産前産後休業を終了したとき」は、速やかに、これを届け出なければなりません（則25条の2第3項、則25条の2の2第3項）。
P919 下10行目	(7) 保険料の源泉控除	(6) 保険料の源泉控除
P920 下17行目	(8) 保険料の納期限	(7) 保険料の納期限
P920 下10行目	(9) 保険料の充当	(8) 保険料の充当
P921 上4行目	(10) 口座振替による納付	(9) 口座振替による納付

P929～943 すべて
差し替え

§ 12	存続厚生年金基金	学習 記録	
------	-----------------	----------	--

平成25年6月26日に、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（「改正法」といいます）が公布され、平成26年4月1日から施行されました。

この改正により、厚生年金基金の新設は認めないこととし、厚生年金基金における代行制度について、その持続可能性や厚生年金本体に与える影響等を踏まえ、10年間の移行期間を置いたうえで、段階的に縮小・廃止していくものとされています。

1 存続厚生年金基金

(1) 旧厚生年金基金の存続（平25法附則4条）

旧厚生年金基金であって改正法の施行の際現に存するものは、施行日以後も、改正前厚生年金保険法の規定により設立された厚生年金基金としてなお存続します。

ポイント この規定によりなお存続する厚生年金基金を、「**存続厚生年金基金**」といいます。

参考 存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等（平25法附則5条）
存続厚生年金基金（「存続基金」とします）に対しては、改正前厚生年金保険法の規定の一部が適用されます。適用される主な規定は次表のとおりです。

目的	存続基金は、加入員の老齢について給付を行い、もって加入員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とします。
組織	存続基金は、適用事業所の 事業主 及びその適用事業所に使用される 被保険者 をもって組織します。
規約	<ul style="list-style-type: none"> ■存続基金は、規約をもって、一定の事項を定めなければなりません。 ■規約の変更（一定の事項に係るものを除きます）は、厚生労働大臣の認可を受けなければその効力が生じません。

	⇒ 一定の事項（事務所の所在地等）に係る規約の変更は、変更後遅滞なくこれを 厚生労働大臣に届け出る ことで足りませぬ。
代議員会	存続基金に、代議員をもって組織する代議員会を置きます。
役員	■ 存続基金に、役員として理事及び監事を置きます。 ■ 理事のうち1人を理事長とします。
任期	代議員、役員は 3年 を超えない範囲内で規約で定める期間です。
加入員	存続基金の設立事業所に使用される被保険者は、当該存続基金の加入員とします。
資格取得・喪失	■ 加入員は、設立事業所に使用されるに至ったとき等は、その日に、加入員の資格を取得します。 ■ 加入員は、死亡したとき、設立事業所に使用されなくなったとき等は、その翌日に、70歳に達したときはその日に加入員の資格を喪失します。
給付	■ 存続基金は、加入員又は加入員であった者の 老齢 に関し、老齢年金給付の支給を行います。 ■ 存続基金は、加入員の 脱退 に関し、一時金たる給付の支給を行います。 ■ 存続基金は、加入員もしくは加入員であった者の 死亡 又は 障害 に関し、年金たる給付又は一時金たる給付の支給を 行うことができます 。
免除保険料率の決定	厚生労働大臣は、代行保険料率を基準として、存続基金ごとに免除保険料率を決定します。 ⇒ 存続基金の加入員である被保険者については、本来の保険料率から免除保険料率を控除して得た率が保険料率（政府に納めるべき分）となります。
解散命令	厚生労働大臣は、存続基金が次のいずれかに該当するときは、当該存続基金の解散を命ずることができます。 ① 是正・改善命令に違反したとき ② その事業の状況により、その 事業の継続が困難 であると認めるとき

(2) 存続基金の合併、分割（平25法附則5条）

- 存続基金は、合併しようとするときは、代議員会において代議員の定数の**3分の2以上**の多数により議決し、**厚生労働大臣の認可**を受けなければなりません。
- 存続基金は、分割しようとするときは、代議員会において代議員の定数の**3分の2以上**の多数により議決し、**厚生労働大臣の認可**を受けなければなりません。

(3) 存続基金の解散（平25法附則5条）

存続基金は、次に掲げる理由により解散します。

- ① 代議員の定数の**3分の2以上**の多数による代議員会の議決
- ② 存続基金の**事業の継続の不能**
- ③ 厚生労働大臣の**解散命令**

注意 ①、②により解散する場合は、**厚生労働大臣の認可**が必要です。

参考

- 存続基金は、解散したときは、当該存続基金の加入員であった者に係る給付の支給に関する義務を免れます。ただし、解散した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給は免れません。
- 存続基金が解散する場合において、当該解散する日における年金給付等積立金の額が、政令で定める額を下回るときは、当該存続基金は、当該下回る額を、設立事業所の事業主から掛金として一括して徴収します。
- 政府は、存続基金が解散したときは、その解散した日において当該存続基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者に係る責任準備金相当額を当該存続基金から徴収します。

(4) 存続基金の解散に関する特例

1) 自主解散型基金 (平 25 法附則 11 条～13 条)

- ① (3) の解散理由①又は②により解散をしようとする存続基金であって、当該解散をしようとする日において年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を**下回っている**と見込まれるもの(「**自主解散型基金**」といいます)は、厚生労働大臣に対し、**責任準備金相当額の減額**を可とする旨の認定を申請することができます。
- ② **自主解散型基金**及びその設立事業所の事業主は、それぞれ、責任準備金相当額のうち自らが納付すべき額について、その納付に関する計画(「**自主解散型納付計画**」といいます)を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、当該**自主解散型納付計画**について適当である旨の承認を受けることができます。
- ③ **自主解散型基金**及びその設立事業所の事業主が②の承認を受けた場合において、当該自主解散型基金が解散したときは、政府は、責任準備金相当額を徴収するに当たり、当該自主解散型基金から当該解散した日における年金給付等積立金の額を徴収し、その設立事業所の事業主から、責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額を当該事業主の**自主解散型納付計画**に基づき徴収します(自主解散型納付計画に基づいて、**納付の猶予**をします)。

ポイント ①の認定の申請は、施行日(平成 26 年 4 月 1 日)から起算して**5年**を経過する日までの間に限り行うことができます。

2) 清算型基金 (平 25 法附則 19 条、20 条)

- ① 厚生労働大臣は、事業年度の末日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額に政令で定める率を乗じて得た額を下回ることその他その**事業の継続が著しく困難**なものとして政令で定める要件に適合する存続基金であって、指定を受ける日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適合すると認められたものを**清算型基金**として**指定**することができます。
- ② 清算型基金は、当該清算型基金の清算に関する計画(「**清算計画**」といいます)を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その承認を受けなければなりません。

ポイント 清算型基金は、この承認を受けたときに解散します。

参考 清算型基金は、清算計画の承認の申請をする際に、厚生労働大臣に対し、**責任準備金相当額の減額**を可とする旨の認定を申請することができます。

- ③ 清算型基金及びその設立事業所の事業主は、それぞれ、責任準備金相当額のうち自らが納付すべき額について、その納付に関する計画(「**清算型納付計画**」といいます)を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、当該**清算型納付計画**について適当である旨の承認を受けることができます。
- ④ 清算型基金及びその設立事業所の事業主が③の承認を受けた場合において、当該清算型基金が解散したときは、政府は、責任準備金相当額を徴収するに当たり、当該清算型基金から当該解散した日における年金給付等積立金の額を徴収し、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額を当該事業主の**清算型納付計画**に基づき徴収します(清算型納付計画に基づいて、**納付の猶予**をします)。

3) 解散命令の特例 (平 25 法附則 33 条)

施行日から起算して**5年を経過した日以後**において、存続基金(自主解散型基金及び

清算型基金を除きます)が一定の要件に該当するときは、厚生労働大臣は、当該存続基金が、**解散命令の事由**である「その事業の状況によりその**事業の継続が困難であるもの**」に該当するものとみなすことができます。

2 存続連合会 (平 25 法附則 3 条、37 条)

① 改正前厚生年金保険法の規定により設立された企業年金連合会であって、改正法施行の際現に存するものは、施行日以後も、改正前厚生年金保険法の規定により設立された企業年金連合会としてなお存続します。

【参考】 この企業年金連合会を「存続連合会」といいます。

② 存続連合会は、確定給付企業年金法に基づく企業年金連合会 [Lesson10 § 8 参照] の設立の時に於いて解散します。

社会保険に関する一般常識

P951 上 5 行目	(平成 23 年度 厚生年金保険・国民年金事業年報)	(平成 24 年度 厚生年金保険・国民年金事業年報)
P951 上 6～7 行目 【加入者数・受給者数の推移】	平成 23 年 3 月末現在、公的年金制度の加入者数が 6,775 万人、受給者数 6,384 万人、年金支給総額は約 52.2 兆円となっております、	平成 25 年 3 月末現在、公的年金制度の加入者数が 6,736 万人、受給者数 6,622 万人、年金支給総額は約 53.2 兆円となっております、
P951 下 3 行目	スイス	スイス、 ハンガリー
P962 「(2)療養の給付を受ける場合の一部負担金」の表の下	※ ③の負担割合については、平成 25 年度は特例措置により「10 分の 1」とされています。	※ ③の負担割合については、 平成 26 年 3 月 31 日以前に 70 歳に達した被保険者については 、特例措置により「10 分の 1」とされています。
P979 下 4 行目	(平成 24 年度、25 年度は 100 分の 10.51)	(平成 26 年度、 27 年度は 100 分の 10.73)
P1040 上 1 行目	② 確定拠出年金への移換 (法 117 条)	② 確定拠出年金への 移行 (法 82 条の 2)
P1040 上 10 行目	(3) 中途脱退者に係る措置 (法 81 条の 2、91 条の 2 ほか)	(3) 中途脱退者に係る措置 (法 81 条の 2、91 条の 19 ほか)

P1040 最終行に追加

6 企業年金連合会

(1) **企業年金連合会** (法 91 条の 2)

① 事業主等は、確定給付企業年金の中途脱退者及び終了制度加入者等に係る老齢給付金の支給を共同して行うとともに、積立金の移換を円滑に行うため、企業年金連合会(「連合会」といいます)を設立することができます。

② 連合会は、全国を通じて 1 個とします。

終了制度加入者等	終了した確定給付企業年金を実施する事業主等が給付の支給に関する義務を負っていた者をいいます。
----------	--

(2) **企業年金連合会の設立** (法 91 条の 5)

連合会を設立するには、その会員となろうとする 20 以上の事業主等が発起人とならなければなりません。

① 創立総会 (法 91 条の 6)

● 発起人は、規約を作成し、創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を

開かなければなりません。

⇒ この公告は、会日の2週間前までにしなければなりません。

- 発起人が作成した規約の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければなりません。
 - 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者で、その会日までに発起人に対し設立の同意を申し出た者の半数以上が出席して、その出席者の3分の2以上で決めます。
- ② 設立の認可等（法91条の7）
- 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、規約その他必要な事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければなりません。
 - 連合会は、設立の認可を受けた時に成立します。
 - 設立の同意を申し出た者は、連合会が成立したときは、その成立の日に会員の資格を取得します。
- ③ 評議員会（法91条の10）
- 連合会に、評議員会を置きます。
 - 評議員会は、評議員をもって組織します。
 - 評議員は、会員が会員（法人にあっては、その代表者）のうちから選挙します。
 - 評議員の任期は、2年とします。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間となります。
 - 評議員会の議長は、理事長をもって充てます。

ポイント 「規約の変更」「毎事業年度の予算」「毎事業年度の事業報告及び決算」「その他規約で定める事項」は、評議員会の議決を経なければなりません。

④ 役員（法91条の12、91条の13）

役員	役員として理事及び監事を置きます。 ⇒ 役員の任期は、2年とします。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とします。
理事	評議員において互選します。 ⇒ 理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、積立金の管理及び運用に関する連合会の業務を執行することができます。
理事長	理事のうち1人を理事長とし、理事が選挙します。 ⇒ 連合会を代表し、その業務を執行します。
監事	評議員において互選します。 ⇒ 連合会の業務を監査します。

(3) **企業年金連合会の業務**（法91条の18）

連合会は、次に掲げる業務を行うものとします（法定業務）。

- ① 脱退一時金相当額の移換を受け、中途脱退者又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金（一時金として支給するものに限り）の支給を行うこと
- ② 確定給付企業年金の資産管理運用機関等から終了制度加入者等に係る残余財産の移換を受け、終了制度加入者等又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと

ポイント 連合会は、残余財産の移換を受け、終了制度加入者等又はその遺族について障害給付金又は遺族給付金の支給を行うことができます（任意業務）。

(4) **裁定**（法91条の23）

連合会が支給する給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、連合

	<p>会が裁定します。</p> <p>連合会は、裁定に基づき、その請求をした者に給付の支給を行います。</p> <p>(5) 連合会の解散 (法 91 条の 29)</p> <p>連合会は、次に掲げる理由により解散します。</p> <p>① 評議員の定数の 4 分の 3 以上の多数による評議員会の議決 + 厚生労働大臣の認可</p> <p>② 厚生労働大臣による解散の命令</p> <p>ポイント 連合会は、解散したときは、中途脱退者及び終了制度加入者等に係る年金給付及び一時金の支給に関する義務を免れます。ただし、解散した日までに支給すべきであった年金給付もしくは一時金でまだ支給していないものの支給又は確定給付企業年金や確定拠出年金に対して解散した日までに移換すべきであった中途脱退者等に係る積立金でまだ移換していないものの移換に関する義務は免れません。</p>	
P1053 上 5・6 行目	<p>1 月につき 49,500 円</p> <p>1 月につき 39,600 円</p>	<p>1 月につき 49,700 円</p> <p>1 月につき 39,760 円</p>

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P124 上 14 行目	i) 大学等における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、	i) 大学等における理科系統の正規の課程を 修めた者 で、
P172 表 上 4 行目	機械等(一定の動力プレス、化学設備など)の設置	機械等(一定の動力プレス、化学設備など)の設置 等
P302 下 6 行目	(法 20 条 2 項、	(法 20 条 1 項、
P578 上 4 行目	出題…25 択	出題… 18 択・24 択
P578 上 6 行目	出題…18 択・24 択	出題… 25 選
P691 最終行	出題…22 択 (厚生)	出題…22 択 (厚年)
P703 2 つ目の ポイント 上 3 行目	書類を機構に送付～	書類 又は当該事項を記録した光ディスク を機構に送付～
P919 1 つ目の 参考	参考 「育児休業等」「産前産後休業」は、健康保険法に規定する「育児休業等」「産前産後休業」と同じです。	参考 「育児休業等」「産前産後休業」は、健康保険法に規定する「育児休業等」「産前産後休業」と 基本的に 同じです。 ただし、船員たる被保険者については、船員法の規定〔妊産婦の就業制限〕により職務に服さない期間が「産前産後休業」となります。
P971 上 9 行目	(3) 関係者への協議 (法 8 条 5 項・7 項、9 条 4 項・6 項)	(3) 関係者への協議 (法 8 条 5 項・7 項、9 条 5 項・ 7 項)
P992 上 5 行目	①、④、⑤	①～⑤
P1044 参考 上 2 行目	(法 15 条)	(法 2 条 9 項)